

高度管理医療機器等営業所管理者兼務廃止届書

事 項	高度管理医療機器等販売業・貸与業の営業所の管理者を兼務しなくなったとき
根拠法令	法 律 第 39 条の 2 第 2 項ただし書 施行細則 第 6 条 通 知 「高度管理医療機器等営業所管理者の兼務について」(平成 26 年 11 月 18 日付け 26 薬第 333 号)
提出部数	保健所設置市以外：2 部（1 部薬事管理課、1 部保健福祉事務所） 保健所設置市内：2 部（1 部薬事管理課、1 部長野市保健所又は松本市保健所）
申請様式 及 び 添付書類	1. 申請様式 別紙様式 2 2. 添付書類 兼務許可指令書の原本
そ の 他	1. 兼務しなくなったときから 30 日以内に届け出ること。

(別紙様式2)

高度管理医療機器等営業所管理者兼務廃止届書

許可指令番号	長野県指令	薬第	号
許可年月日		年	月 日
廃止年月日		年	月 日
廃止の理由			
備考			

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
氏 名

長野県知事 殿